

宮城県警記者クラブでの説明資料

2013（平成25）年4月5日

株式会社県南衛生工業（代表取締役・葉坂 勝。宮城県村田町）は2013（平成25）年4月5日午前、仙台地裁内の司法記者クラブで記者会見を行いました。

以下はその際の配布した説明資料です。

1、 【主な内容】

仙台地裁は2013（平成25）年3月29日に、小山広域保健衛生組合（管理者・大久保寿夫栃木県小山市長。組合は同市のほか下野市、野木町、上三川町の3市町で構成）が排出した焼却灰の発酵処理中間処理後物にかかわる適正処理・処分を、組合側の費用負担による弊社の代替執行を認める決定をしました。

特に同中間処理後物を適正処理・処分するための費用として、同地裁は「あらかじめ県南衛生工業に対して47億円を支払え」と命じました。

2、 【これまでの経過】

①小山広域保健衛生組合が1992（平成4）年に弊社に発酵処理を委託した焼却灰の**発酵処理中間処理後物**（以下コンポスト）は、現在、宮城県村田町の弊社敷地内に、やむを得ず保管しています。

②しかし、その焼却灰には基準値を超える重金属類が含まれていたため、弊社は、肥料化できなかった分のコンポストを同組合が引き取らなかったのは契約不履行だとして、その撤去と損害賠償を組合側に求めるため、2005（平成17）年6月に仙台地裁に提訴しました。

③同地裁は2009（平成21）年2月に、さらに仙台高裁は2011（平成23）年7月に、それぞれ組合側に全量の引き取りと損害賠償金の支払いを命じました。この高裁判決ではコンポストの撤去を強制執行できる仮執行宣言も付与されました。

④なおこの訴訟につきましては組合側が最高裁に上告しましたが、2012（平成24）年3月に上告棄却となり、仙台高裁判決が確定しました。

⑤この間、弊社は2011（平成23）年8月、コンポストを早急に適正処理・処分を行う必要があると考え、仙台高裁判決に従い、強制執行を組合側の費用でもって弊社が代替することを仙台地裁に申し立てました。

この申し立てに対して組合側は、今回の決定文にもあるように、実現の疑わしい撤去計画と見積りなどを提示するとともに、様々な理屈をこねて代替執行を頑なに拒否してきました。審尋は14回も行われ、それに1年半が費やされました。

しかし、冒頭の【主な内容】の通り、仙台地裁はほぼ全面的に弊社の主張を受け入れ、組合側に対し「組合側の費用負担による弊社の代替執行を認める」との決定を下してくれました。

上記②～⑤の通り、弊社はこれまでの訴訟全てにおいて勝訴したことになります。

3、【弊社の主張と組合側の対応】

①弊社が1992（平成4）年に組合と委託契約をして以降、今日までに21年という極めて長い期間、重金属類を含んだコンポストが適正に処理されないままとなっています。環境保全や地域住民の感情および東日本大震災の影響による人件費と処理・処分費の上昇を考慮した場合、一刻も早く適正に処理・処分すべきだと考えます。

②今回の仙台地裁の決定により、ようやく適正な処理・処分が開始できると弊社は考えておりました。しかし、組合側は4月4日、決定を不服とし、仙台高裁に抗告する方針を決定したと聞いています。

③廃棄物及び清掃に関する法律による排出者責任を果たさず、引取義務の契約違反を犯し、環境保全上、悪影響の恐れのある重金属類を含む廃棄物を21年間も弊社に保管させ、1審、2審、最高裁、さらには今回の決定という一連の司法判断に従わず、途中でこちらから提示した和解案をも拒み続けた組合側の判断や行動は「公共の利益のために勤務すべき地方公務員」の行う行為とは思えません。見識や道徳観をも疑わざるをえません。

④小山市議の一部から早急な解決を望む声も出ている昨今、組合側は今回の決定を真摯に受け止め、抗告などによる先延ばしなどはせず、速やかに決定に従うべきだと考えます。

なお、弊社がこの記者会見を行った5日、小山広域保健衛生組合は仙台地裁の決定を不服として、仙台高裁に抗告しました。

これに対して弊社は4月8日に「原決定主文第2項を取り消し、組合側は、あらかじめ弊社に対し、コンポストを搬出するための費用として、63億7573万0493円を支払え」と仙台高裁に抗告しました。